

中野区教育委員会会議録 平成19年第3回臨時会

○開会日 平成19年11月12日(月)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後7時50分

○閉 会 午後8時09分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(6名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司 (欠席)
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子 (欠席)

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	高 木 明 郎

○議事日程

日程第1	第28号議案	中野区行政財産使用料条例の一部改正手続きについて
	第29号議案	中野区立少年自然の家条例の一部改正手続きについて
	第30号議案	中野区立体育館条例の一部改正手続きについて
	第31号議案	中野区もみじ山文化の森施設条例の一部改正手続きについて
	第32号議案	中野区区民ホール及び芸能小劇場条例の一部改正手続きについて

て

午後 7 時 5 0 分開会

山田委員長

ただいまから、教育委員会第 3 回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

< 日程第 1 >

山田委員長

日程第 1、第 28 号議案から第 32 号議案までの計 5 件を一括して上程をいたします。

提案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第 28 号議案から第 32 号議案につきまして、一括してご説明をさせていただきたいと思えます。

これら 5 件の議案につきましては、いずれも施設の使用料、それから利用料金の限度額につきましての改正でございます。

個々の議案のご説明をする前に、もう一度、改めて今回の施設使用料の見直しに係ります考え方の整理をしておきたいと思えます。

まず一つ目が、職員人件費、それから減価償却費を含めた施設の維持管理、貸し出し業務のすべての経費につきまして、これを原価として算入するという。また、すべての施設の積算方法を統一するという。それから施設の性質別によります利用者負担割合というものを設定するという。それから今回の改正に当たりましては、施設利用者の急激な負担増を緩和するという。引き上げの上限を現行施設使用料の 1.5 倍とするという、これらの原則のもとに、関連いたします施設使用料、また、利用料金の上限額の改定を行うというものでございます。

それでは、個々の議案ごとにご説明を申し上げたいと思えます。

まず、第 28 号議案「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続きについて」でございます。これにつきましては、施設の使用料の額を改定する必要があるということから、今回ご提案をさせていただくものでございます。これにつきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。なお、この議案、それからその他の議案もいずれもそうでございますが、今回改正いたします使用料、また、利用料金の限度額でございますが、すべて別表という形で各条例の中に記載されてございますので、この新旧対照表につきましては、いずれも別表をご参考いただくということになります。

まず、行政財産使用料条例の中では、別表（第 2 条関係）とありますが、これは同条例

の第2条に別表に掲げる施設を集会所等として使用する場合の使用料は同表に定めるところによるというようなことで、この別表が定められているわけでございまして、個々の施設の使用料がこの中で規定されてございます。

この条例の中では、教育委員会の関連の施設といたしましては、野方図書館、それから地域生涯学習館—これは桃園小学校、若宮小学校、江原小学校及び第一中学校でございます。それと、中野区立学校ということで、小中学校の体育館、小体育館も含まれますが、これらにつきまして、使用料が規定されてございます。

お手元の資料にございますとおり、右側が現行、左側が改正案でございますが、おのこのアンダーラインが引いてある部分が今回改正を予定しているものでございます。それぞれ個々の改正の金額につきましては、資料でご確認をいただければと思います。

次に、第29号議案でございます。「中野区立少年自然の家条例の一部改正手続きについて」、同じく提案理由といたしまして、施設の使用料の額を改定する必要があるということでございます。こちらのほうも新旧対照表がついてございます。こちらのほうもやはり別表で少年自然の家の使用料が規定されてございますが、アンダーラインのとおり利用料の額を改定するというものでございます。

なお、この条例につきましては、附則で平成20年7月1日から施行すること及びこの条例の施行の際に現に使用の承認を受けている者に係る使用料については、なお、従前の例によるというものがございます。

先ほど第28号議案のところでも附則の話をしませんでした、同様の形で第28号議案の中にも規定を設けてございます。

続きまして、第30号議案「中野区立体育館条例の一部改正手続きについて」、これにつきましても、施設の利用料金の限度額を改定することから、今回ご提案をさせていただくものでございます。これにつきましても新旧対照表がございますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。資料では「別表第2」というところで、これは別紙刷りになってございます。資料の前半のほうが改正案、それから後半の部分が現行ということで、ちょっと対照しにくい形でございますが、ご参照いただきたいと思います。

附則のほうを先に申し上げますと、先ほどと同様、平成20年7月1日からの施行。また、施行の際に現に承認を受けている者の利用料金及び使用料については従前の例によると、同様でございます。

改正案のところでございますが、「別表第2」に掲げられてございます、中野区立体育館及び中野区立鷺宮体育館、これらの施設にかかります利用料金の限度額、それぞれアンダーラインが引いてございますとおり、今回改定をするものでございます。かなり数が多いございます。ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、第31号議案でございます。「中野区もみじ山文化の森施設条例の一部改正手続きについて」、提案理由といたしましては、施設の利用料金の限度額を改定する必要があるということでございます。こちらのほうも同様に新旧対照表のほうをごらんいただき

たいと思います。つづり方につきましては、先ほどの体育館条例と同様でございまして、前半のほうに改正案が、また、後半のほうに現行の利用料金がついてございます。

—済みません。逆になっておりますか。申しわけございません。私が見ているのはちょっと反対になっておりましたので、最初のところが現行で、後半のところが改正案になってございます。大変申しわけございません。

この条例につきましても、施行につきましては、平成 20 年 7 月 1 日から。また、この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者については利用料金及び使用料については、なお従前の例によるというものは同様でございます。

また、それぞれ限度額につきましては、こちら改正案、また現行のとおりアンダーラインの引いてある部分についての改正をそれぞれ予定しているものでございます。各施設、それぞれ個々に施設別、または時間別に利用料金の限度額が記されてございますので、おのおのご確認をお願い申し上げたいと思います。

それから最後でございますが、第 32 号議案「中野区区民ホール及び芸能小劇場条例の一部改正手続きについて」、こちらやはり同様、提案理由につきましては、施設の利用料金の限度額を改定する必要があることから今回ご審議をお願いするものでございます。新旧対照表のところも同様にごらんいただきたいと思います。

この条例の施行につきましては、平成 20 年 7 月 1 日から。また、条例の施行の際現に使用の承認を受けている者につきましては、なお従前の例によるということ、同様でございます。

また、現行と改正案ということで、それぞれこちらの資料を添付させていただきましたけれども、野方区民ホール及び中野小劇場、それぞれ限度額につきましては、アンダーラインのありますとおり、現行から改正案のとおり改正を見込んでいるというものでございます。

大変雑駁ではございますが、以上の 5 議案につきまして、ご審議いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

ちょっと確認なのですが、もみじ山文化の森施設の大ホールというのは、いわゆる ZERO ホールのことでいいのでしょうか。大ホールと小ホールは、いわゆる ZERO ホールの大と小ということでしょうか。

教育経営担当課長

九中側に建っております、もみじ山の ZERO ホール、こちらがいわゆる大ホールと言われるものです。小ホールは、その西側に建っています施設を小ホールというふうに言っております。

大島委員

野方の区民ホールというのは、野方ウィズと呼ばれているホールのことなのでしょうか。

教育経営担当課長

そのとおりでございます。

山田委員長

一つ確認をしておきたいのですけれども、利用料金の徴収方法について、現行と今後、変わりはないと思いますが、もう一度確認をさせていただきます。それから、キャンセルが発生した場合の取り扱いについても教えていただければと思います。

教育経営担当課長

先ほどの新しい助成制度が構築されるというようなことになりましたと、さまざまこれに対しては問題がいろいろ出てまいりますけれども、現行の利用料金体系の額が変わるというだけでしたら、そういう意味では、構造といいますか、これは今と変わりません。

山田委員長

今は徴収は現金でございますか。

教育経営担当課長

はい、現金でございます。ちなみに、大ホール等につきましては、予約の申し込み、いわゆる承認をされた日から14日以内に料金を払い込むということになっています。

飛鳥馬委員

ホールの話ですが、大ホール、小ホール、ほかのそういう施設等、使用料の中に含まれるものと含まれないものといいますか、要するに、細かいものは有料で、マイク1本幾らとか何とかといろいろあると思うのです。それが値上げするのですが、しないのですか。変わるのですか。

教育経営担当課長

今回は施設の使用料、利用料金の改定ということでございますので、そうした細かい設備、その他については改定の対象にはしてございません。

山田委員長

そのほかにご質問等ございますでしょうか。

高木委員

先週の土曜日にもみじ山のほうで連合の学芸会、野方のほうで英語の学芸会があったと思うのです。ちょっと基本的な質問で申しわけないのですが、ああいう行事については料金というのは徴収されるのでしょうか、それとも無料なのでしょうか。あと、そういった小中学校の行事でどういうケースだと有料になって、どういうケースだと無料になるのかというのをざっくりとでいいからちょっと知りたいのですが。

教育経営担当課長

基本的に区立学校あるいは私どもが主催をして指定管理者の施設を利用して行事等を行う場合にはすべて有料でございます。減免もしておりません。

高木委員

そのかわり予算をちゃんとつけていると……。了解しました。

山田委員長

今のに関連したことでございますけれども、附則というのがありますが、施行が来年の7月1日ということになりますけれども、その前に申し込みがあった場合にということはどうのようにされますか。

教育経営担当課長

ホールの関係で申し上げますと、7月1日に条例施行ですが、6月30日に予約システムで予約をし、いわゆる使用承認を受けたといたします。そういたしますと、先ほども申し上げましたように、14日以内ですので、7月13日が納付の期限ということになります。したがって、6月30日に承認をした利用の料金を7月13日までに払う場合には旧料金でございます。それ以後は新料金になるということになります。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

確認ですが、先ほどの施設使用料の見直しの考え方の減額免除と助成ということがまだ定かではない段階で、7月1日の施行ということでは問題はないのでしょうか。

教育経営担当課長

利用料金の改定のみ今回の考え方では実施されるということになっています。そういう意味では、減額免除制度並びにこれに変わるべき新たな助成制度については、その後も継続検討ということになりますので、私どもとしては、その時点では問題はないというふうに考えております。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第28号議案から第32号議案を一括して挙手の方法により採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいま上程中の第28号議案から第32号議案までの計5件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたします。

これをもちまして、教育委員会第3回臨時会を閉じます。

午後8時09分閉会